

# 財形終身年金保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

## 目次

第 1 章 総則	
第 1 条 保険契約関係者	84
第 2 章 年金の支払	
第 2 条 年金の支払	84
第 3 条 継続年金の支払	84
第 4 条 年金の支払方法	84
第 5 条 年金の上乗支払	85
第 6 条 被保険者死亡の場合における上乗年金の支払	85
第 7 条 年金上乗期間中に積み増された積増年金の支払	85
第 8 条 年金不払期間中に積み増された積増年金の支払	86
第 3 章 責任開始	
第 9 条 責任開始の時	86
第 10 条 保険証券	86
第 4 章 保険料の払込み	
第 11 条 第 2 回以降の保険料の払込時期および猶予期間	87
第 12 条 契約の失効	87
第 13 条 勤務先等による保険料払込みの代行	87
第 14 条 未経過期間に対する保険料の払戻し	87
第 15 条 保険料累計額の制限	88
第 5 章 契約の解除	
第 16 条 重大事由による契約の解除	88
第 17 条 加入限度額超過による契約の解除	88
第 6 章 契約の取消しおよび無効	
第 18 条 詐欺による取消し	89
第 19 条 不法取得目的による無効	89
第 7 章 年金受取人または年金継続受取人の代表者	
第 20 条 年金受取人または年金継続受取人の代表者	89
第 8 章 住所等の変更	
第 21 条 住所等の変更	89
第 9 章 契約の変更	
第 22 条 契約の変更	89
第 23 条 保険料払済契約への変更	90
第 24 条 保険料払済契約への変更の特例	90
第 25 条 保険料払済契約の復旧	90
第 10 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第 26 条 加入年齢の計算	90
第 27 条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	91
第 11 章 解約	
第 28 条 保険契約者による解約	91
第 29 条 勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約	91
第 12 章 返戻金の支払	
第 30 条 返戻金の支払	92
第 13 章 契約者配当	
第 31 条 契約者配当金の割当て	92
第 32 条 契約者配当金の支払	92

第14章 譲渡禁止	
第33条 譲渡禁止	93
第15章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	
第34条 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	93
第16章 年金等の請求および支払時期等	
第35条 年金等の請求および支払時期等	94
第36条 消滅時効の援用	94
別表1 重度障害の状態	95
別表2 必要書類	96

## 第1章 総則

### 第1条（保険契約関係者）

- (1)この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
- (2)この保険契約の被保険者は、保険契約者と同一人とします。

## 第2章 年金の支払

### 第2条（年金の支払）

年金は、年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>または年ごとの年金支払事由発生応当日<sup>[2]</sup>に被保険者が生存しているときに、年金受取人<sup>[3]</sup>に支払います。

#### 備考（第2条）

- [1]「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2]「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [3]年金受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。

### 第3条（継続年金の支払）

年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>以後保証期間<sup>[2]</sup>内に被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の翌日以後保証期間<sup>[2]</sup>内に年ごとの年金支払事由発生応当日<sup>[3]</sup>が到来したときは、継続年金<sup>[4]</sup>を年金継続受取人<sup>[5]</sup>に支払います。

#### 備考（第3条）

- [1]「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2]「保証期間」とは、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡した場合に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。
- [3]「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4]「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。
- [5]年金継続受取人は、継続年金の支払を受けるべき保険契約者とします。

### 第4条（年金の支払方法）

- (1)会社は、各年金支払年度<sup>[1]</sup>に支払うべき年金額を6回に分割し、年金支払事由発生日<sup>[2]</sup>または年ごとの年金支払事由発生応当日<sup>[3]</sup>の2か月ごとの応当日<sup>[4]</sup>に、その1回分を支払います。この場合において、1回分の支払金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は各年金支払年度<sup>[1]</sup>の最初に支払うべき金額に合算して支払います。
- (2)保証期間<sup>[5]</sup>経過後に被保険者が死亡した場合において、被保険者の死亡した日を含む年金支払年度<sup>[1]</sup>に支払うべき年金に未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

#### 備考（第4条）

- [1]「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生応当日の前日に終わる期間をいいます。

- [2] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日を含む月の2か月ごとの月にその応当日がない場合は、その月の末日とします。
- [5] 「保証期間」とは、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡した場合に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。

## 第5条（年金の上乗支払）

- (1) 年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>以後において、被保険者または被保険者の配偶者<sup>[2]</sup>が、次のいずれかに該当したときは、年金受取人は、年金上乗期間<sup>[3]</sup>にわたり、元の年金<sup>[4]</sup>の額に上乗年金<sup>[5]</sup>の額を加えて得た額の支払を請求することができます。
- ① 基本契約の責任開始時以後<sup>[6]</sup>に重度障害の状態（別表1）となり、請求時においてその状態が継続しているとき
  - ② 6か月以上の期間にわたり療養を必要とする状態<sup>[7]</sup>となり、請求時においてその状態が継続しているとき
- (2) 次のいずれかに該当するときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>から年金上乗期間<sup>[3]</sup>の満了する日までの期間が5年未満であるとき
  - ② 上乗年金<sup>[5]</sup>の支払回数が、1回限りであるとき
  - ③ すでに上乗年金<sup>[5]</sup>の支払の請求をしたものであるとき
- (3) 本条(1)の請求があった場合、年金上乗期間<sup>[3]</sup>の満了の日の翌日から保証期間<sup>[8]</sup>の満了の日までの期間についてはその間の年金を支払いません。
- (4) 本条(1)の請求があった場合、上乗年金<sup>[5]</sup>は、その請求の日から3か月を経過後最初に到来する年金支払日から支払います。
- (5) 上乗年金<sup>[5]</sup>の額は、会社の定める計算方法により算出するものとし、年金支払日ごとに会社の定める計算方法により分割して支払います。

### 備考（第5条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 「配偶者」には、届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
- [3] 「年金上乗期間」とは、本条(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [4] 「元の年金」とは、本条による請求がなかったとした場合に支払うべき年金をいいます。
- [5] 「上乗年金」とは、元の年金の額に加えて支払う一定額の年金をいいます。
- [6] 「責任開始時以後」とは、第9条（責任開始の時）による責任開始の時以後をいいます。
- [7] 療養を必要とする状態とは、次のとおりとします。
- (1) 医師の治療を受けている状態
  - (2) 医師の指示に基づき静養している状態（(1)に該当する場合を除きます。）
- [8] 「保証期間」とは、被保険者が年金支払事由発生日以後に死亡した場合に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。

## 第6条（被保険者死亡の場合における上乗年金の支払）

年金上乗期間<sup>[1]</sup>の満了する日までに被保険者が死亡した場合、年金上乗期間<sup>[1]</sup>のうち継続年金<sup>[2]</sup>を支払う期間分の上乗年金<sup>[3]</sup>については、継続年金<sup>[2]</sup>とともに支払います。

### 備考（第6条）

- [1] 「年金上乗期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(1)の場合に、元の年金に上乗年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [2] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。
- [3] 「上乗年金」とは、元の年金の額に加えて支払う一定額の年金をいいます。

## 第7条（年金上乗期間中に積み増された積増年金の支払）

- (1) 第5条（年金の上乗支払）(4)により上乗年金<sup>[1]</sup>の支払を開始する日以後年金上乗期間<sup>[2]</sup>の満了の日までの間に年金が積み増されたときは、その積増年金<sup>[3]</sup>のうち年金不払期間<sup>[4]</sup>分については、その積増しの都度、その積増年金<sup>[3]</sup>を積み増す日から年金上乗期間<sup>[2]</sup>の満了する日までの期間にわたって分割して支払います。
- (2) 本条(1)により支払う積増年金<sup>[3]</sup>の額は、会社の定める方法により算出するものとし、年金支払日ごとに会社の定める方法により分割して支払います。
- (3) 年金上乗期間<sup>[2]</sup>の満了する日までに被保険者が死亡した場合、年金上乗期間<sup>[2]</sup>のうち継続年金<sup>[5]</sup>を支払う期間分の積増年金<sup>[3]</sup>については、継続年金<sup>[5]</sup>とともに支払います。

## 備考（第7条）

- [1] 「上乘年金」とは、元の年金の額に加えて支払う一定額の年金をいいます。
- [2] 「年金上乘期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(1)の場合に、元の年金に上乘年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [3] 「積増年金」とは、第32条（契約者配当金の支払）(4)により積み増された年金をいいます。
- [4] 「年金不払期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(3)により年金の支払をしない期間をいいます。
- [5] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。

## 第8条（年金不払期間中に積み増された積増年金の支払）

- (1)年金上乘期間<sup>[1]</sup>の満了の日の翌日以後に年金が積み増されたときは、その積増年金<sup>[2]</sup>のうち年金不払期間<sup>[3]</sup>分の支払については、第4条（年金の支払方法）にかかわらず、次のとおりとします。

被保険者の状態	年金不払期間 <sup>[3]</sup> 分の積増年金の支払
年金不払期間 <sup>[3]</sup> の満了時に被保険者が生存している場合	年金不払期間 <sup>[3]</sup> 満了後の最初の年金の支払の際に支払います。
年金不払期間 <sup>[3]</sup> 中に被保険者が死亡した場合	被保険者の死亡後に支払います。

- (2)本条(1)により支払う積増年金額は、会社の定める計算方法により算出します。

## 備考（第8条）

- [1] 「年金上乘期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(1)の場合に、元の年金に上乘年金を加えて支払う、保証期間内の一定の期間をいいます。
- [2] 「積増年金」とは、第32条（契約者配当金の支払）(4)により積み増された年金をいいます。
- [3] 「年金不払期間」とは、第5条（年金の上乗支払）(3)により年金の支払をしない期間をいいます。

## 第3章 責任開始

### 第9条（責任開始の時）

- (1)会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
①会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
②会社が、第1回保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時

- (2)本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。
- (3)会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。
- (4)本条(3)の場合、保険証券は保険契約者の勤務先<sup>[1]</sup>を経由して保険契約者に交付します。ただし、保険契約者の勤務先<sup>[1]</sup>が事務代行団体<sup>[2]</sup>にこの基本契約にかかる事務を委託しているときは、事務代行団体<sup>[2]</sup>および勤務先<sup>[1]</sup>を経由して保険契約者に交付します。
- (5)基本契約は、会社が本条(3)の保険証券を発した時に成立するものとします。

## 備考（第9条）

- [1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。
- [2] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。

### 第10条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ①会社名
- ②保険契約者兼被保険者の氏名
- ③年金受取人の氏名
- ④支払事由
- ⑤年金額
- ⑥年金支払期間
- ⑦保証期間

- ⑧ 年金支払開始年齢
- ⑨ 年金支払事由発生日
- ⑩ 保険料およびその払込方法
- ⑪ 契約日
- ⑫ 保険証券を作成した年月日
- ⑬ 非課税扱いの旨

## 第4章 保険料の払込み

### 第11条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

(1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 <sup>[1]</sup> を含む月の1日から末日までの期間 <sup>[2]</sup>
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 <sup>[1]</sup> の前日までの期間

(2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、第13条（勤務先等による保険料払込みの代行）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

#### 備考（第11条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

### 第12条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間<sup>[1]</sup>を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

#### 備考（第12条）

- [1] 「猶予期間」とは、第11条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

### 第13条（勤務先等による保険料払込みの代行）

- (1) 第2回以降の保険料は、この基本契約にかかる勤務先<sup>[1]</sup>が保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、保険契約者に代わって払い込んでください。
- (2) 保険契約者の勤務先<sup>[1]</sup>が事務代行団体<sup>[2]</sup>にこの基本契約にかかる事務を委託している場合は、本条(1)にかかわらず、第2回以降の保険料は、その勤務先<sup>[1]</sup>が保険契約者に支払う賃金から控除した保険料に相当する金額をその事務代行団体<sup>[2]</sup>が保険契約者に代わって払い込んでください。
- (3) 本条(1)(2)により勤務先等<sup>[3]</sup>が払い込んだ金額は、財形貯蓄取扱依頼書<sup>[4]</sup>または覚書<sup>[5]</sup>に基づいてその勤務先等<sup>[3]</sup>から会社<sup>[6]</sup>に払い込まれた時に、この基本契約の保険料として、会社に払い込まれたものとします。

#### 備考（第13条）

- [1] 「勤務先」とは、租税特別措置法に規定する勤務先をいいます。
- [2] 「事務代行団体」とは、勤労者財産形成促進法に規定する事務代行団体をいいます。
- [3] 「勤務先等」とは、勤務先または事務代行団体をいいます。
- [4] 「財形貯蓄取扱依頼書」とは、この基本契約にかかる事務の取扱いに関する事項を記載したものであって、勤務先等が会社に提出したものをいいます。
- [5] 「覚書」とは、財形貯蓄取扱依頼書の提出に代えて、この基本契約にかかる事務の取扱いに関し勤務先等と会社との間で交換したものをいいます。
- [6] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第14条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料額の減額変更
- ③ 保険料払込期間の短縮変更
- ④ 年金支払事由発生日の繰上変更
- ⑤ 保険料払済契約への変更

#### 備考（第14条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

### 第15条（保険料累計額の制限）

保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額<sup>[1]</sup>の範囲内であることを必要とします。

#### 備考（第15条）

[1] 保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。

## 第5章 契約の解除

### 第16条（重大事由による契約の解除）

(1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。

① この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為<sup>[1]</sup>があった場合

② 保険契約者または年金受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 反社会的勢力<sup>[2]</sup>に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力<sup>[2]</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力<sup>[2]</sup>を不当に利用していると認められること

エ. その他反社会的勢力<sup>[2]</sup>と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

③ 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①②の事由と同等の重大な事由がある場合

(2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、その年金を支払いません。また、すでにその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。

(3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、年金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考（第16条）

[1] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

[2] 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

### 第17条（加入限度額超過による契約の解除）

(1) 会社は、基本契約の基本年金<sup>[1]</sup>額が、加入限度額<sup>[2]</sup>を超える場合<sup>[3]</sup>には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。

(2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。

(3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、年金受取人またはその法定代理人に対する通知により行います。

#### 備考（第17条）

[1] 「基本年金」とは、年金のうち第32条（契約者配当金の支払）(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。

[2] 「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。

[3] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

## 第6章 契約の取消しおよび無効

### 第18条（詐欺による取消し）

保険契約者または年金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

### 第19条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

## 第7章 年金受取人または年金継続受取人の代表者

### 第20条（年金受取人または年金継続受取人の代表者）

- (1)基本契約について年金受取人または年金継続受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の年金受取人または年金継続受取人を代理するものとします。
- (2)年金受取人または年金継続受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表2）を会社<sup>[1]</sup>に提出してください。
- (3)本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について年金受取人または年金継続受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の年金受取人または年金継続受取人に対しても、その効力を有します。

備考（第20条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第8章 住所等の変更

### 第21条（住所等の変更）

- (1)保険契約者、年金受取人または年金継続受取人が住所または氏名を変更したときは、会社<sup>[1]</sup>に届け出てください。
- (2)本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者、年金受取人または年金継続受取人の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者、年金受取人または年金継続受取人に到達したものとみなします。

備考（第21条）

[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

## 第9章 契約の変更

### 第22条（契約の変更）

- (1)保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後保険料払込期間の満了前に限り、次の変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金<sup>[1]</sup>額を変更します。
  - ①保険料額を増額または減額するための変更
  - ②保険料の払込方法（回数）および保険料額を変更しないで、保険料払込期間を延長または短縮するための変更
  - ③保険料の払込方法（回数）および保険料額を変更しないで、年金支払事由発生日を繰り上げるまたは繰り下げするための変更
- (2)保険契約者は、変更後の基本契約が次のいずれかに該当することとなるとき、または基本契約の契約日における被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき<sup>[2]</sup>は、本条(1)の請求をすることはできません。
  - ①保険料額が1000円の倍数とならないとき
  - ②保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額が第15条（保険料累計額の制限）に規定する最高限度額を超えるとき
  - ③会社の定める契約種類が基本契約の契約日における財形終身年金保険の契約種類のいずれかに該当しないとき
  - ④保険料払込期間が5年に満たないとき、または25年を超えるとき
  - ⑤変更後の基本年金<sup>[1]</sup>額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき、または加入限度額<sup>[3]</sup>を超えるとき<sup>[4]</sup>

- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表2)を会社<sup>[5]</sup>に提出してください。
- (4)保険料払済契約への変更後にする保険料払込期間の短縮変更<sup>[6]</sup>の請求の場合には、基本年金<sup>[1]</sup>額を変更しません。
- (5)本条(1)①の請求があった場合において、その基本契約に未払保険料があるときは、本条(1)の規定による保険料額の変更の効力は、その未払保険料に対しても及ぶものとします。

#### 備考(第22条)

- [1]「基本年金」とは、年金のうち第32条(契約者配当金の支払)(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [2]「基本契約の契約日における被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき」は、本条(1)②③の変更の場合に限ります。
- [3]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [4]「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [5]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [6]保険料払込期間の満了の日を保険料払済契約への変更の効力発生日の翌日とするものに限ります。

### 第23条(保険料払済契約への変更)

- (1)保険契約者は、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により基本年金<sup>[1]</sup>額を変更します。
- (2)保険契約者は、変更前の基本契約に対する未払保険料の額が積立金<sup>[2]</sup>の額以上であるときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表2)を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。

#### 備考(第23条)

- [1]「基本年金」とは、年金のうち第32条(契約者配当金の支払)(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [2]「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

### 第24条(保険料払済契約への変更の特例)

保険契約者が海外転勤継続適用申告書<sup>[1]</sup>または育児休業等継続適用申告書<sup>[2]</sup>を提出しようとするときは、第23条(保険料払済契約への変更)により基本契約を保険料払済契約に変更してください。

#### 備考(第24条)

- [1]「海外転勤継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [2]「育児休業等継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。

### 第25条(保険料払済契約の復旧)

- (1)保険料払済契約に変更した基本契約においては、保険契約者は、保険料払済契約の復旧<sup>[1]</sup>を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金<sup>[2]</sup>額を変更します。
- (2)保険料払込期間を経過しているときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3)保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類(別表2)を会社<sup>[3]</sup>に提出してください。
- (4)本条(1)の場合、変更後の基本年金<sup>[2]</sup>額が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないときは、本条(1)の請求に併せて、その年金額を最低年金額以上の額とする保険料額を増額するための変更の請求をしてください。
- (5)本条(1)の請求があった場合、保険料払済契約に変更した日以後本条(1)の変更の効力発生日を含む月の前月までに払込時期<sup>[4]</sup>が到来した保険料については、これを払い込む必要がありません。

#### 備考(第25条)

- [1]「保険料払済契約の復旧」とは、保険料払済契約に変更した基本契約を再度保険料の払込みをする基本契約にする変更をいいます。
- [2]「基本年金」とは、年金のうち第32条(契約者配当金の支払)(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。
- [3]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4]「払込時期」とは、第11条(第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間)(1)の払込時期をいいます。

## 第10章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

### 第26条(加入年齢の計算)

- (1)基本契約の契約日における被保険者の年齢は、満年齢により計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(2)基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

**備考(第26条)**

[1]「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

**第27条(年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い)**

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、会社は、その基本契約を取り消すことができるものとし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したのものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額<sup>[1]</sup>を上限として基本年金<sup>[2]</sup>額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

**備考(第27条)**

[1]「加入限度額」とは、法令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。

[2]「基本年金」とは、年金のうち第32条(契約者配当金の支払)(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。

**第11章 解約**

**第28条(保険契約者による解約)**

- (1)保険契約者は、年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>の前日までに限り、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2)保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表2)を会社<sup>[2]</sup>に提出してください。
- (3)本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に効力を生じます。

- ①月ごとの契約応当日<sup>[3]</sup>に解約の通知があったとき
- ②保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき

**備考(第28条)**

[1]「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条(加入年齢の計算)の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

[2]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[3]「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

**第29条(勤労者財産形成促進法上の不適格事由等による契約の解約)**

保険料払込期間の満了前に基本契約<sup>[1]</sup>が次の不適格事由等に該当するときは、次のとおり保険契約者から第28条(保険契約者による解約)(1)による解約の通知があったものとし、

不適格事由等	解約の通知があったものとする時
①保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄申告書 <sup>[2]</sup> に記載した賃金の支払者 <sup>[3]</sup> にかかる勤労者 <sup>[4]</sup> に該当しないこととなったとき <sup>[5]</sup>	その賃金の支払者 <sup>[3]</sup> にかかる勤労者 <sup>[4]</sup> に該当しないこととなった時
②保険契約者が転任または退職した場合において、2年を経過する前に財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を会社に提出しなかったとき	その2年を経過した時
③保険料払済契約に変更した基本契約について、最後に保険料を払い込んだ日から2年を経過する前に保険料払済契約の復旧 <sup>[6]</sup> の請求およびこれに基づく保険料の払込みがなかったとき <sup>[7][8]</sup>	その2年を経過した時
④保険契約者が法施行区域外に転居したとき <sup>[7]</sup>	転居した時

⑤ 海外転勤継続適用申告書 <sup>[9]</sup> を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適合事由に該当することとなったとき	その事由に該当した時
⑥ 育児休業等継続適用申告書 <sup>[10]</sup> または育児休業等期間変更申告書 <sup>[11]</sup> を提出した保険契約者が、租税特別措置法施行令に規定する再開日までに保険料払済契約の復旧 <sup>[6]</sup> の請求およびこれに基づく保険料の払込みをしなかったとき	その申告書に記載した育児休業等の期間を経過した時
⑦ 勤務先が財形終身年金保険の基本契約にかかる事務を廃止したとき	その旨の届出があった時
⑧ 基本契約が勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約の要件を欠くに至ったとき <sup>[12]</sup>	その事実が生じた時

#### 備考（第29条）

- [1] 第22条（契約の変更）(4)の保険料払込期間の短縮変更をした基本契約を除きます。
- [2] 保険契約者が財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書を提出している場合は、その申告書とします。
- [3] 「賃金の支払者」とは、租税特別措置法に規定する賃金の支払者をいいます。
- [4] 勤労者財産形成促進法に規定する勤労者とします。
- [5] 転任または退職した場合を除きます。
- [6] 「保険料払済契約の復旧」とは、第25条（保険料払済契約の復旧）の保険料払済契約の復旧をいいます。
- [7] 海外転勤継続適用申告書の提出があったときを除きます。
- [8] 育児休業等継続適用申告書または育児休業等期間変更申告書の提出があった場合において、租税特別措置法施行令に規定する再開日が到来していないときを除きます。
- [9] 「海外転勤継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [10] 「育児休業等継続適用申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書をいいます。
- [11] 「育児休業等期間変更申告書」とは、租税特別措置法施行令に規定する育児休業等期間変更申告書をいいます。
- [12] ①②③のいずれかに該当するときを除きます。

## 第12章 返戻金の支払

### 第30条（返戻金の支払）

(1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

- ① 基本契約の解除
- ② 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
- ③ 基本契約の失効
- ④ 年金支払事由発生日<sup>[1]</sup>前の被保険者の死亡

(2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。

#### 備考（第30条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

## 第13章 契約者配当

### 第31条（契約者配当金の割当て）

(1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。

(2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てる場合があります。

### 第32条（契約者配当金の支払）

(1) 年金支払事由発生前において第31条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、その翌事業年度中に到来する年金支払事由発生前の月ごとの契約応当日<sup>[1]</sup>に効力を有する基本契約<sup>[2]</sup>に限り、その月ごとの契約応当日<sup>[1][3]</sup>から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。

(2)第31条(契約者配当金の割当て)(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金<sup>[4]</sup>は、契約者配当準備金に繰り入れます。

(3)年金支払事由発生前において次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金<sup>[5]</sup>を支払います。

- ① 被保険者の死亡
- ② 基本契約の解除
- ③ 第28条(保険契約者による解約)の解約の通知
- ④ 基本契約の失効

(4)年金支払事由発生日<sup>[6]</sup>または年金支払期間<sup>[7]</sup>内の年ごとの年金支払事由発生日<sup>[8]</sup>が到来したときは、契約者配当金<sup>[9]</sup>を年金の保険料に充てて会社の定める計算方法によりその年金を積み増すことにより支払います。

(5)本条(4)による積増年金は、契約者配当金<sup>[9]</sup>を保険料に充てた日から年金の支払をするものであって、その日において基本契約について支払われるべき基本年金<sup>[10]</sup>と同じものとします。

(6)第31条(契約者配当金の割当て)(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

#### 備考(第32条)

- [1]「月ごとの契約発生日」とは、基本契約の契約日の毎月の発生日をいい、その発生日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約発生日となります。
- [2] 月ごとの契約発生日に基本契約の解除または第28条(保険契約者による解約)の解約の通知があった基本契約を除きます。
- [3] 基本契約の契約日からその日を含めて1年を経過しないときは最初の年ごとの契約発生日とします。
- [4] 翌事業年度中に年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(4)により年金を積み増すことにより支払うものを除きます。
- [5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [6] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条(加入年齢の計算)の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [7] 継続年金を支払っている保証期間を含みます。
- [8] 「年ごとの年金支払事由発生日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの発生日をいい、その発生日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの発生日の末日とします。
- [9] 年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [10] 「基本年金」とは、年金のうち本条(4)により支払う積増年金部分を除いた部分をいいます。

## 第14章 譲渡禁止

### 第33条(譲渡禁止)

年金受取人または年金継続受取人は、年金、継続年金<sup>[1]</sup>、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

#### 備考(第33条)

- [1] 「継続年金」とは、年金支払事由発生日以後保証期間内に被保険者が死亡した場合に返戻金の支払に代えて被保険者が生存していたとした場合に支払うべき年金の額に相当する額の年金をいいます。

## 第15章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

### 第34条(年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い)

年金等<sup>[1]</sup>を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等<sup>[2]</sup>があるときは、その支払金額から差し引きます。

#### 備考(第34条)

- [1] 「年金等」とは、次のものをいいます。
  - (1) 年金
  - (2) 継続年金
  - (3) 返戻金
  - (4) 契約者配当金
  - (5) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。
  - (1) 未払保険料
  - (2) その他会社が弁済を受けるべき金額

## 第 16 章 年金等の請求および支払時期等

### 第 35 条 (年金等の請求および支払時期等)

- (1)年金受取人または年金継続受取人が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (2)年金継続受取人の代表者が年金継続受取人の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社<sup>[1]</sup>に通知してください。
- (3)保険契約者、年金受取人または年金継続受取人は、会社の定めるところにより、必要書類(別表2)を会社<sup>[1]</sup>に提出して年金等<sup>[2]</sup>を請求してください。
- (4)年金等<sup>[2]</sup>は、本条(3)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社<sup>[1]</sup>で支払います。
- (5)年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までには会社<sup>[1]</sup>に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認<sup>[3]</sup>を行います。この場合には、本条(4)にかかわらず、年金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(3)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
①年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第5条(年金の上乗支払)所定の重度障害の状態または所定の療養を必要とする状態に該当する事実の有無
②この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第16条(重大事由による契約の解除)(1)②ア. からエ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の基本契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- (6)本条(5)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(4)(5)にかかわらず、年金等<sup>[2]</sup>を支払うべき期限は、本条(3)の必要書類が会社<sup>[1]</sup>に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、年金等<sup>[2]</sup>を請求した者にその旨を通知します。
- ①本条(5)②に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
  - ②本条(5)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
  - ③本条(5)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (7)本条(5)(6)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき<sup>[4]</sup>は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等<sup>[2]</sup>の支払は行いません。
- (8)会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

#### 備考(第35条)

- [1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2]「年金等」とは、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3]「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4]会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

### 第 36 条 (消滅時効の援用)

年金等<sup>[1]</sup>の支払を請求する権利を行使することができる時から3年間行使しないことにより消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることがありません。

#### 備考(第36条)

- [1]「年金等」とは、年金、継続年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

## 別表1 重度障害の状態

重度障害の状態は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

対象となる重度障害の状態	備考
1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
4 両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
6 両上肢の用を全く永久に失ったもの	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。 (4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの	
9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	
11 両下肢を足関節以上で失ったもの	
12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの	
13 両下肢の用を全く永久に失ったもの	

## 別表2 必要書類

(1)年金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要書類は、次のとおりとします。

### ①年金の支払

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第2条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
継続年金の支払（第3条関係）	年金継続受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 年金継続受取人の戸籍抄本 4 年金継続受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券
年金の上乗支払（第5条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 配偶者であることを証明できる書類（配偶者について年金の上乗支払の請求をするときに限ります。） 5 年金受取人の戸籍抄本 6 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券

### ②返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除もしくは解約または失効による返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡による返戻金の支払（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

### ③その他

項目	提出する者	必要書類
未経過期間に対する保険料の払戻し（第14条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
年金受取人等の代表者の指定または変更（第20条関係）	年金受取人または年金継続受取人	1 会社所定の通知書 2 年金受取人または年金継続受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の変更（第22条、第23条、第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 財産形成非課税年金貯蓄申込書 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
保険契約者による解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

契約者配当金の支払 (第 32 条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
-------------------------	-------	---

(2)会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3)(1)の書類のうち、契約の変更および解約にかかるものは、勤務先を経由して会社に提出してください。

(4)勤務先が事務代行団体に基本契約にかかる事務を委託している場合は、(3)の書類は勤務先および事務代行団体を経由して会社に提出してください。

(5)会社は、(1)(2)(3)(4)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法<sup>[1]</sup>により提出することを認めることがあります。

#### 備考（別表2）

[1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。